

## 2. 災害に強い物流システムの構築

(幹事機関: 中部運輸局)

優先的に取り組む連携課題（10 課題）の中間レビューヒアリング結果とりまとめ（H28.3.31 時点。予定含む。）（2/10）

優先的に取り組む 連携課題（幹事機関）	2. 災害に強い物流システムの構築（中部運輸局）	
項目	物資拠点については、官民の物資施設の活用、物流専門家のノウハウの導入を進める	物資輸送における多様な輸送機関の活用、輸送ルート多重化等を図る
達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に公的な物資拠点を代替又は補完する施設として選定されている民間物流施設（倉庫、トラックターミナル等）の見直しを行った。</li> <li>・三重県と三重県トラック協会の災害時支援協定を、物流専門家の派遣や、フォークリフト等資機材の提供等を加えた内容に改定した。三重県地域部会では、「物資支援活動基本方針」と「活動要領」等の策定に向けた検討を実施中。</li> <li>・愛知県と愛知県トラック協会は、物流専門家の派遣やフォークリフト等資機材の提供を加えた協定の改定に向け、地域部会を設置し、具体的な検討を始めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時における海上緊急輸送対策検討会」では、平成27年7月1日現在の幹線（一次）輸送に従事する船舶81隻と湾内（二次）輸送に従事する船舶323隻、併せて404隻の船舶を緊急物資輸送対応船舶としてデータベースの更新を行った。</li> <li>・船舶データベースの他、管内各港一般港湾運送事業者名簿、各地区港運協会名簿、管内各港タグ事業者名簿を作成した。</li> <li>・これらのデータベースと名簿は愛知県、静岡県、三重県、福井県の防災担当部署及び各協会、組合と情報を共有している。</li> <li>・多様な輸送手段（鉄道、船舶等）の活用による支援物資輸送システムの構築を図る観点から、「多様な輸送手段を活用した支援物資物流システムの構築に関する協議会」を設置。ケーススタディや図上訓練を実施した。</li> </ul>
他の連携機関に対する連携にあたっての 要望事項	災害時支援協定の締結・改定及び締結済みの協定が効果的に運用できるよう、継続的に検討する場の設置について協力が必要である。	海上輸送した緊急物資を陸上にある物資拠点に届けられるようにするため、中部地方整備局が取り組んでいる「8. 道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定」と連携していくことが必要である。
課題・懸案事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の教訓を踏まえ、各県と物流事業者団体との間において、輸送・保管・専門家の派遣の項目に関する災害時支援協定締結を促進している。</li> <li>・協定が締結されていない、又は改定が未だ行われていない自治体と物流事業者団体に対し、順次、今後も意見交換の場を設ける等の働きかけを行う必要がある。</li> <li>・締結されている災害時支援協定に基づき、支援物資の輸送・保管が効果的に行われるよう、具体的な活動要領の作成に向け、順次地域部会の開催が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時における海上緊急輸送対策検討会」が作成した関係者リストと、各港で策定された港湾BCPの情報連絡網との整合を図り、有効的な運用ができるよう検討することが今後必要である。</li> <li>・「多様な輸送手段を活用した支援物資物流システムの構築に関する協議会」で抽出された課題と対応策等について、今後も解決に向けた検討を継続して行う必要がある。</li> </ul>
達成状況の評価	△	△

目的の達成状況についての凡例：【○：おおむね達成】【△：継続して実施が必要（目的達成に向けてPDCAや関係機関への展開が引き続き必要なもの）】【▲：継続して実施が必要（未着手の課題や新たに生じた課題についての検討が必要なもの）】

# 「災害に強い物流システムの構築」に向けた取組体制(平成27年度)

## 「災害ロジスティクス中部広域連絡会議」

- ◎関係自治体、物流団体、物流事業者及び国の出先機関等で構成
- 今後の取り組みの方向性の確認
- 幹線輸送部会及び地域部会の報告・取りまとめの場として位置付け

◆平成28年3月23日 第1回会議 開催

## 「幹線輸送部会」

- ◎国の出先機関、物流団体、物流事業者等で構成
- 幹線輸送に関する以下の課題について主に検討
  - ・広域支援体制の維持・充実、国のブロック機関としての役割の整理
  - ・防災訓練(災害物流) の調整

## 「地域部会」

- ◎各県毎に国の出先機関、物流団体等で構成
- 以下に掲げる地域の課題について検討
  - ・災害時の物資輸送に関する協定等の提案・ルール化
  - ・広域支援体制の維持・充実、民間物資拠点の見直し・活用
  - ・防災訓練(災害物流) の調整

◆平成28年1月27日 第1回愛知県地域部会 開催

◆平成28年2月29日 第3回三重県地域部会 開催



災害ロジスティクス中部広域連絡会議



愛知県地域部会

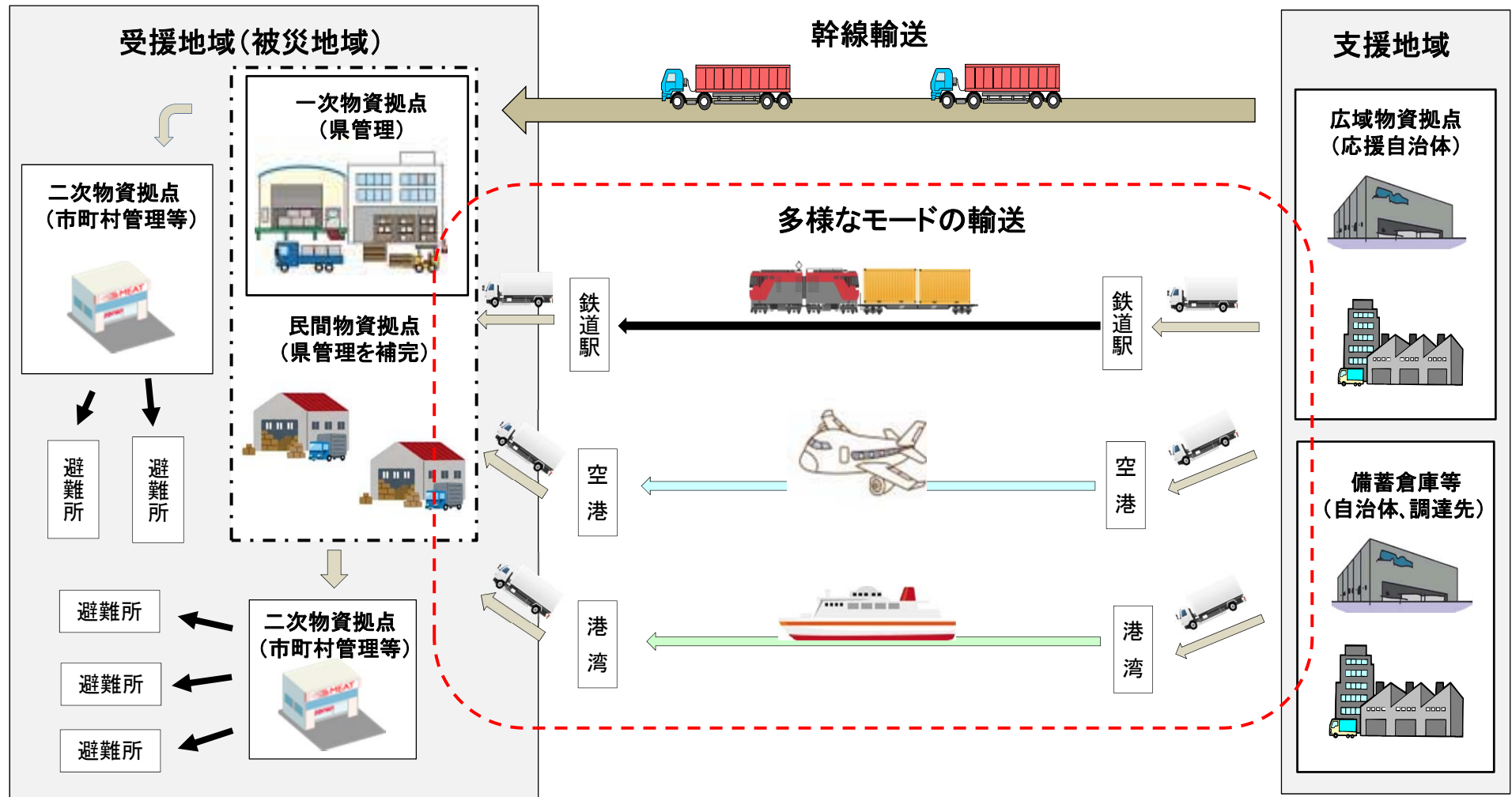
## 「海上緊急輸送対策検討会」

- ◎関係自治体、事業者団体等で構成
- 船舶による緊急輸送対策について検討

## 「多様な輸送手段を活用した支援物資輸送協議会」

- ◎有識者、国の出先機関、関係自治体、物流団体等で構成
  - 多様な輸送手段を活用した支援物資輸送体制の構築等について議論
- ◆平成27年9月25日、12月21日、平成28年2月25日 協議会開催

# 「災害に強い物流システムの構築」イメージ(平成27年度)



## 災害ロジスティクス中部広域連絡会議

- ・災害時支援協定の締結・改定
- ・関係機関との連携方策の高度化による支援物資物流の効率化

## 海上緊急輸送対策検討会

- ・船舶データベースの構築
- ・情報連絡体制の構築

## 多様な輸送手段を活用した支援物資輸送協議会

- ・多様な輸送手段を活用した支援物資の輸送

# 災害時支援協定の締結・改定

三重県と三重県トラック協会は、  
「災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書」を改定

愛知県と愛知県トラック協会は、  
「災害時支援協定」改定と「実施細目」※の  
策定に着手

## 【平成27年6月29日、以下の内容を現行協定に追加】

- ・物流専門家の派遣（物流拠点の運営・物資の仕分け）
- ・輸送に必要な資機材の提供等

伊勢新聞 6/30(朝刊)



### 物流業務全般を追加

県と県内の運送会社などでつくる県トラック協会は、十九日、災害時の物資輸送に関する協定を十年ぶりに改定した。従来の協定は、物資の緊急輸送に加え、新たに物流拠点の運営や物資の仕分け、輸送に必要な資機材の提供といった物流全般の業務盛り込んだ。

協定は平成元年に締結。大規模の被災地では同様の体制を自備し改定する災害時は協会加盟業者に協定があったにもかかわらず、協定が届かない自治体も発生して物資が輸送されず、物資が届かない自治体も発生して物資が輸送されずと定めた。一方、東日本もあつたことから、物流体

事例を参考にした。協会がフォーミュラなどの資機材を持ち出し、二十四時間体制で拠点運営した手法は「岩手方式」と呼ばれ、物流業界から高い評価を得ているという。改定は災害時に協会が実施する内容として、物資拠点の運営や物資の仕分け業務のほか、人材の派遣や資機材の提供を加えた。物流の専門家ら県災害対策本部に派遣することも盛り込んだ。いずれも協定は県が交出する。近隣では岐阜県が昨年八月に改定している。協定の締結が同日、県庁であり、鈴木英敏知事と協会の西野徹会長が協定書を交わした。鈴木知事は防災訓練を協力し、協定を契機とするものにした。一とあいさつ。西野会長は「会員の協力を得ながら輸送者として協定を締結した」と述べた。

※「実施細目」:災害時支援協定に基づく支援物資活動について定めたもの

## 【愛知県地域部会の開催状況】

- 第1回部会（平成28年1月27日、愛知県庁）
- ・関係機関の取組状況について
- ・災害時支援協定の改定に向けた課題について

## 【愛知県地域部会構成員】

- ・中部運輸局（交通政策部、総務部、愛知運輸支局）
- ・愛知県（防災局 災害対策課）
- ・愛知県トラック協会、東海倉庫協会
- ・名鉄運輸（株）、日本通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、
- ・陸上自衛隊第10師団司令部第4部

# 関係機関との連携方策の高度化による支援物資物流の効率化

三重県、三重県トラック協会、東海倉庫協会は各々の災害時支援協定等をふまえ、「物資支援活動基本方針」、「物資支援活動要領」を策定中。

## 【三重県地域部会の開催状況】

- 第1回部会(平成26年8月21日、三重県庁)
  - ・各機関の災害物流に関する取組状況の情報共有、現地見学
- 第2回部会(平成27年1月28日、三重県庁)
  - ・「三重県災害時物資支援活動要領(仮称)」
- 第3回部会(平成28年2月29日、三重県庁)
  - ・「物資支援活動基本方針(案)」

## 【三重県地域部会構成員】

- ・ 中部運輸局(交通政策部、三重運輸支局)
- ・ 三重県(災害時物資、地方部・広域防災拠点、災害対策本部担当)
- ・ 三重県トラック協会、東海倉庫協会
- ・ NPO法人コリ災害対策センター、イオンリテール(株)
- ・ 陸上自衛隊久居駐屯地

## 物資支援活動基本方針(案)の策定

三重県及び各市町が策定する物資支援体制に関する計画の基本的な方針や各機関の役割等を整理

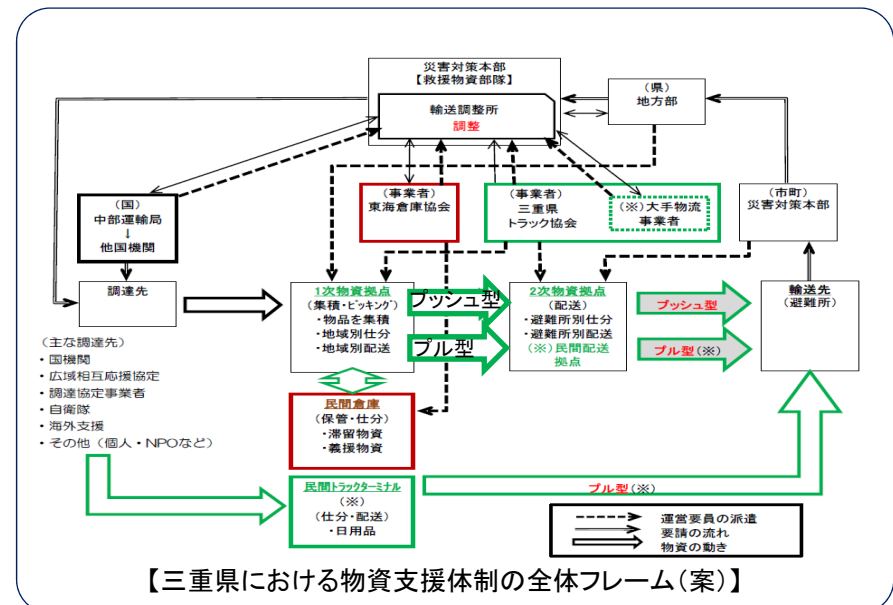
### ○基本的方針

- (1) 物資支援体制の全体フレームについて
- (2) 物流専門家の災害対策本部への派遣について
- (3) 物資拠点の開設・運営について
- (4) フェーズに応じた輸送体制について



## 物資支援活動要領(仮称)の策定

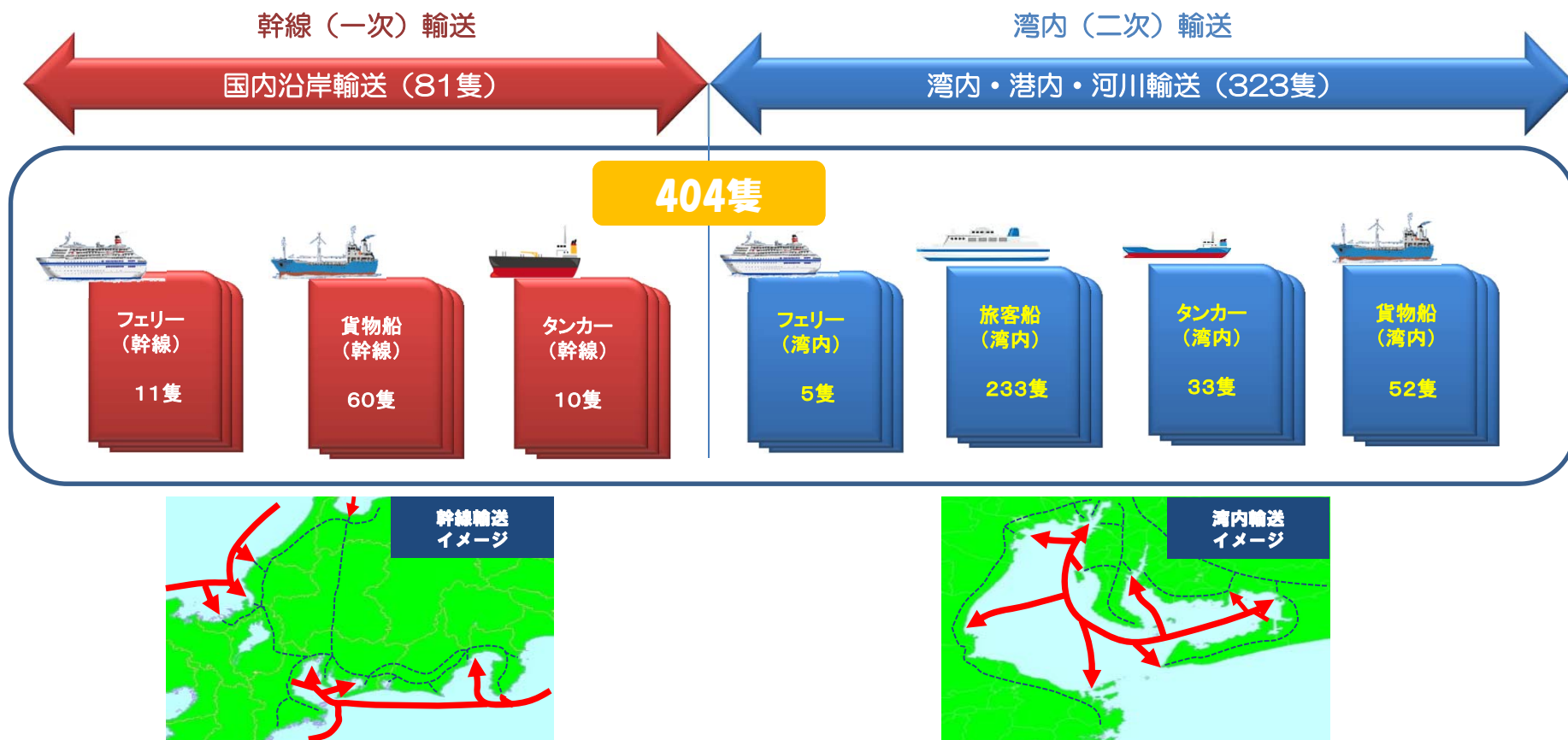
基本方針をより実効性あるものとするため、関係者が連携し支援物資の供給を円滑に実施することを目的





# 船舶データベースの構築、情報連絡体制の構築

緊急物資輸送に従事できる船舶データベースの更新(平成27年7月1日現在)



本データは、愛知・静岡・三重・福井各県の防災担当課及び各海運組合等で共有

- 1) 選定対象者は中部運輸局管内組合・協会所属事業者
- 2) 幹線(一次)輸送は、航行区域が沿海(限定を除く)以上の船舶
- 3) 運航形態は不問で全ての使用船舶を対象(マンニングのみをしている船舶は除く)
- 4) あらゆる想定への対応のため船種及び総トン数は限定しない

共有している他のデータ

- 1) 管内一般港湾運送事業者名簿
- 2) 管内タグボート事業者名簿
- 3) 関係者リスト(緊急時連絡先)
- 4) 物資調達シート、共通荷札様式

# 多様な輸送手段を活用した支援物資の輸送

## 1. 背景及び問題意識

○被災地に十分な支援物資を供給するためには、

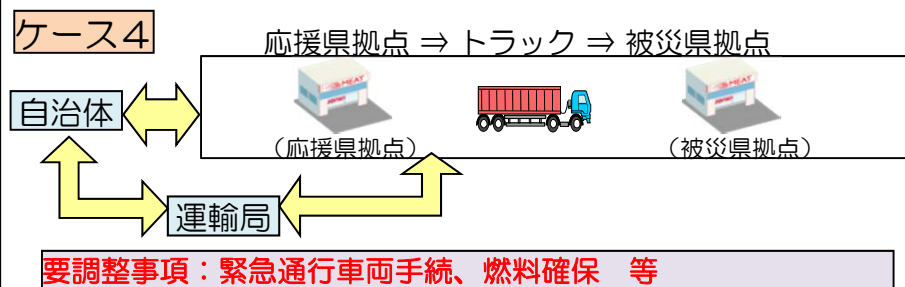
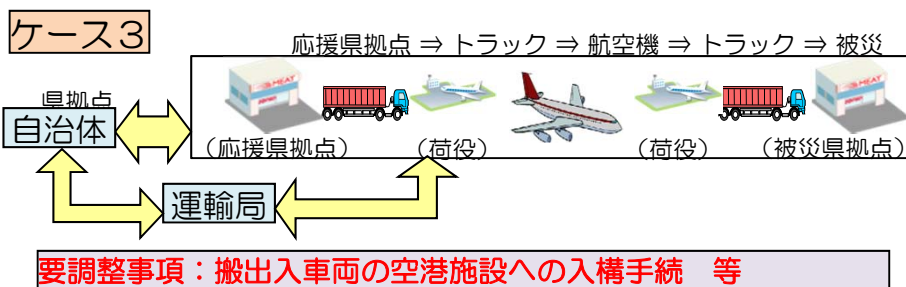
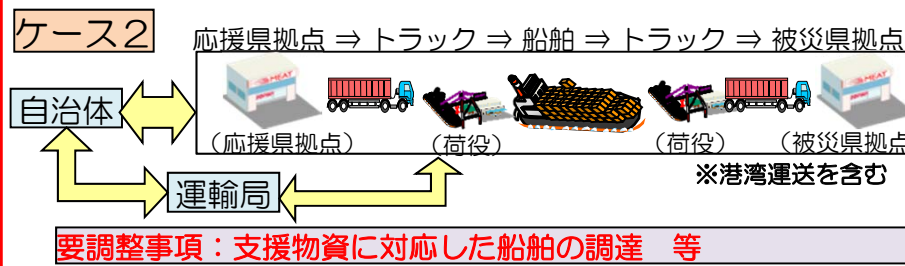
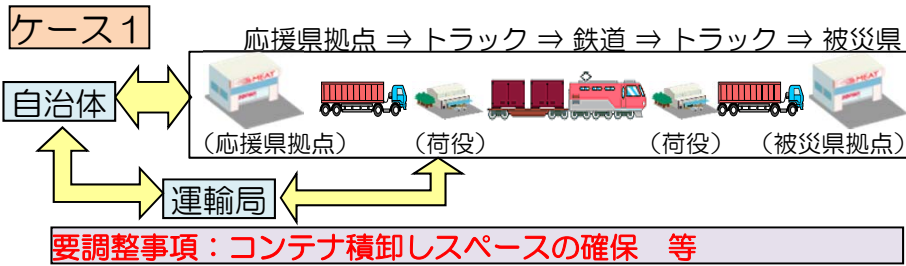
- ・国のみならず、周辺や全国の都道府県からの物資輸送体制の確立が重要
- ・トラックのみならず、鉄道、船舶等といった多様な輸送モードが状況に応じてスムーズに連携することによる支援物資輸送体制が必要

## 2. 検討内容

(1) 多様な輸送モードを活用した支援物資物流の現状把握等



(2) 多様な輸送モードを活用した支援物資輸送のケーススタディ(ケース1~4)

(3) 情報伝達訓練の実施(ケース2)





# 「多様な輸送手段を活用した支援物資物流システムの構築に関する協議会」

開催時期	主な内容等	
第1回協議会 平成27年9月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>○支援物資物流の現状把握等の情報共有<ul style="list-style-type: none"><li>・南海トラフ地震具体計画</li><li>・東日本大震災における鉄道・内航海運・航空機及びトラックの活用実態</li><li>・各県の地域防災計画にみる緊急物資輸送の位置づけ</li></ul></li></ul>	
第2回協議会 平成27年12月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>○多様な輸送モードを活用した支援物資輸送の流れ(ケーススタディ)<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄道、船舶、航空モードにおける支援物資輸送フローの確認(伝達事項や注意すべき事項等について議論)</li></ul></li><li>○情報伝達訓練(図上訓練)の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・船舶を活用した支援物資輸送を想定したシナリオに基づき情報伝達訓練の実施(認識された問題点等について議論)</li></ul></li></ul>	
第3回協議会 平成28年2月25日	○ケーススタディと図上訓練での課題の整理、対応策の検討 等	

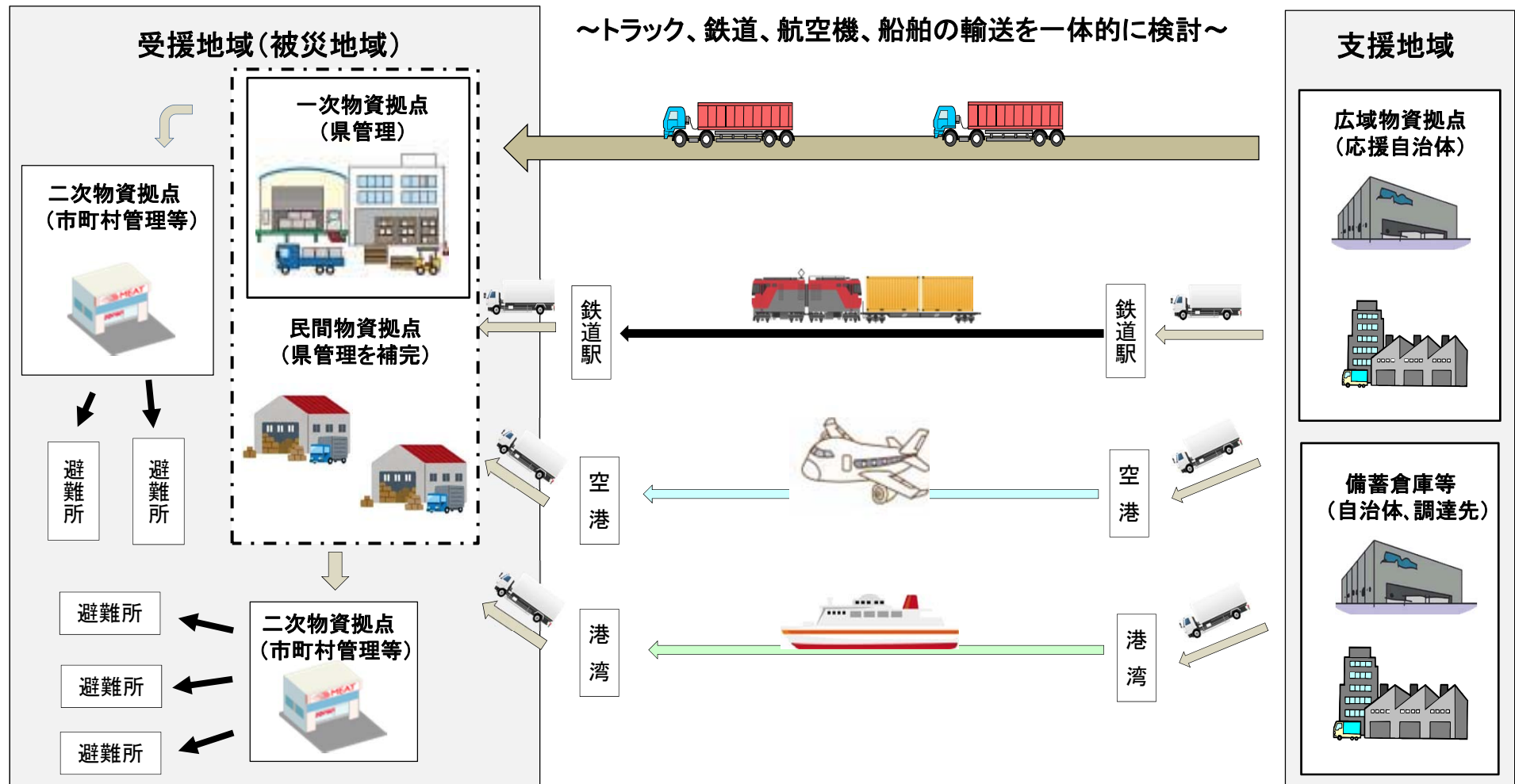
⇒ 協議会における課題と対応策等は、「災害ロジスティクス 中部広域連絡会議」において継続して検討予定。

## その他（防災訓練）

南海トラフ地震を想定した防災訓練に支援物資物流の観点から参加。

- 平成27年9月1日 愛知県 防災訓練（図上訓練）
- 平成27年11月4日 内閣府 中部緊急災害現地対策本部運営訓練
- 平成27年11月4日 愛知県 防災訓練（図上訓練）

# 「災害に強い物流システムの構築」にかかる検討事項（平成28年度予定）



## ●地域部会に関する検討事項

- ・災害時支援協定の締結・改定(愛知県・福井県)
- ・関係機関との連携方策の高度化による支援物資物流の効率化(三重県・愛知県等)

## ●多様な輸送手段の活用に関する検討事項

- ・自治体と海運・鉄道・航空関係主体との協定締結の必要性
- ・支援自治体への物流専門家の派遣の必要性
- ・多様な輸送モード活用に向けた法的規制の弾力的運用 等